

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番 号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備 考 (H30までの 様式番号)
活動組織、広域活動組織、特定事業実施者の作成書類				
1-1	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	市町村	6-6
1-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	市町村	6-5
1-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	6-7(1-3)
1-3 別紙1	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (環境負荷低減の取組への支援)	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	市町村	
1-4	長寿命化整備計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-5	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-12
1-6	多面的機能支払交付金 活動記録	活動組織 広域活動組織	市町村	1-6
1-7	多面的機能支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村	1-7
1-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-8
1-8 別紙 1,2	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 (環境負荷低減の取組への支援)	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	市町村	
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業 直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	市町村	1-16
1-10	財産管理台帳	活動組織 広域活動組織	-	1-11
1-11	環境負荷低減のチェックシート	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	市町村	
1-12	環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過報告書	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	市町村	
1-13	環境負荷低減の取組への支援に係る履行困難理由書	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	市町村	

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番 号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備 考 (H30までの 様式番号)
市町村・都道府県の作成書類				
2-1	多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届出書	市町村 都道府県	都道府県 国	1-4
2-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	活動組織 広域活動組織	1-5(1-15)
2-3	多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県	1-9
2-4	多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	国	1-10
2-5	広域協定の認定書	市町村	広域活動組織	5
2-6	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	都道府県	国	3-1
2-7	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の同意申請書	都道府県	国	3-2
2-8	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	都道府県	国	3-3
2-9	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	市町村	都道府県	3-4
2-10	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	都道府県	国	6-1
2-11	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[策定/変更]について(協議)	都道府県	国	6-2
2-12	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県	6-3
2-13	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[策定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	6-4
2-14	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	—	6-8
2-15	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県	1-17
2-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国	1-18
2-17	水田貯留機能強化計画の[策定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	
2-18	環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過確認結果通知書	市町村	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	
2-19	環境負荷低減の取組への支援に係る履行困難理由書	市町村	都道府県	
2-20	環境負荷低減の取組への支援に係る自然災害特例措置協議書	都道府県	国	

(様式第 1－1 号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和○年○月

〇〇市長 殿

〇〇活動組織

〇〇 〇〇

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☒ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇年〇月〇日
〇〇活動組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1 を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1 号事業 (多面的機能支払交付金)	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
2 号事業 (中山間地域等直接支払交付金)	
3 号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)	
4 号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)(別添1) 実施区域位置図のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例)

イ 活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ 活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

< 施行注意 >

記入内容が様式第1-3号と重複する場合は、「2(1) ②実施区域」、「2(2) 活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

(様式第 1 - 3 号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	
組織名	〇〇活動組織
(ふりがな)	
代表者氏名	〇〇 〇〇
(ふりがな)	
所在地	〇〇県〇〇市〇〇丁目

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

☒	Ⅱ. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙 1
☐	Ⅲ. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
☐	Ⅳ. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直
払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	○年度	○年度	年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

2. 実施区域内的の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面積※ 1										計	うち解消 する遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
		田		畑		草地		採草放牧地				
取組 面積	多面 支払	a		a		a				a	a	円
	中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円
		傾斜		傾斜		傾斜		傾斜				
	環境 直払※ 2	a										円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路		農道	ため池
		うち、排水路		
	km	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ☐

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む

②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当
（修正なし）☐②のみ該当
（単価×0.625）☐①②に該当
（単価×0.75）☐該当なし
（単価×5/6）☐

※「特定事業実施者」（令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等）が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒ ☐

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○
（単価×5/6） ⇒ ☐

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒ ☐集落数×200万円

2. 組織の広域化・体制強化の計画 （計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關与する法人のことです。
実施予定年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 a 資源向上支払 a 資源向上支払 a

(共同) (長寿命化)

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画	
点検・	1 点検		※必ず選択してください。
計画策定	2 年度活動計画の策定		※必ず選択してください。
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施	
実践活動	農 4 遊休農地発生防止のための保安全管理		※4～13のうち該当する活動項目を全て選択してください。
	用 5 畦畔・法面・防風林の草刈り		
	地 6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施	
	水路 7 水路の草刈り		
	8 水路の泥上げ		
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
	農道 10 農道の草刈り		
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施	
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施	
	ため池 13 ため池の草刈り		
共通	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施	
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施	
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動			※必ず選択してください。

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

①中心経営体との役割分担による保安全管理	④集落間連携や広域的活動による保安全管理
②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	⑥その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

①農地の利用集積に伴う管理作業	④共同利用施設の保安全管理
②高齢農家の農用地に係る管理作業	⑤その他
③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
②入り作等の近隣の担い手との協力	⑥集落間の連携や広域的な活動
③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	⑦その他
④新たな保全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催	21. 地域住民等に対する意向調査、地 域住民等との集落内調査
18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	23. その他
20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交 換・ワークショップ・交流会の開催	

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画
施設の 軽微な 補修	機能 計画 診断 ・ 研修	24 農用地の機能診断	
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
		28 年度活動計画の策定	
	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施	
	実 践 活 動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施	
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施	
農村 環境 保 全 活 動	計 画 策 定	34 生物多様性保全計画の策定	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
		38 資源循環計画の策定	
	実 践 活 動		
	この線より上に行を挿入してください。		
啓発・普及	51 啓発・普及活動		

※24～27のうち該当する活動項目を全て選択してください。

※必ず選択してください。

※34～38のいずれかを選択してください。

※実施する活動をプルダウンリストから選択し、○をしてください。

※必ず選択してください。

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意） ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	この線より上に行を挿入してください。	
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を1テーマ追加

・・・追加する農村環境保全活動

②「高度な保全活動の実施」

・・・高度な保全活動の活動項目

--

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し

0a

冬期湛水

0a

夏期湛水

0a

中干し延期

0a

江の設置（作溝実施）

0a

江の設置（作溝未実施）

0a

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

--

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1～4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。
※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。
「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、「1箇所＝0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

☆直営施工の実施方針について	全部直営施工又は 一部直営施工を実施する	直営施工は実施しない
----------------	-------------------------	------------

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	→ (1) へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援	→ (2) へ
水田の貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	→ (5) へ
環境負荷低減の取組への支援	→ 別葉 (6) へ
組織の体制強化に対する支援	→ (3) へ
組織の広域化・体制強化に対する支援	→ (4) へ

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件

活動を継続する組織 … (本事業計画の活動項目数) > (前年度又は変更前の活動項目数)

新規の組織 … 本事業計画の活動項目数 2 つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

↓ 活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用		
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開		
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/10a	
畑		円/10a	
草地		円/10a	
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和6年度廃止(令和10年度までの経過措置))

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	・・・①
合計	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	・・・②

・ 農業者以外の割合 % ・・・ ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
= 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
= 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、6割にあたる 人以上が
参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿(様式自由)を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/10a	
畑		円/10a	
草地		円/10a	
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことで
す。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算
措置の交付単価も同様に減額されます。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用
条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援
を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数(※)の8
割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは
女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6
割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に
参加する人数の合計

(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 年度	400,000 円/広域活動組織

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円／年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円／年・組織、15,000ha以上のとき160,000円／年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

★適用条件

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
（実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。）

a 実施期間

開始年度		最終年度	
令和		令和	

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和	年度
令和	年度
令和	年度
令和	年度
令和	年度

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの 加算額	実施面積の 割合
田			円/10a		0%

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積		実施面積の 割合	備考
		うち、実施面積		
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

(別葉)
(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度		最終年度	
令和	年度	令和	年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施時期

取組項目		化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動			
内容	実施時期	作物名	栽培時期		
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月
	月 ～ 月		月	～	月

※必要に応じて欄を追加してください。

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作満実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作満未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

※ 計画面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた値を記載すること。

※ 計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※ 資源向上支払（共同）の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおりに

※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e （特定事業実施者のみ）添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

(別添1)

実施区域位置図

組織名称：



1号事業（多面支払）



2号事業（中山間直払）



3号事業（環境直払）

〇〇活動組織



(別添 2)

構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払				
			分類 番号	備考 活動支援班員	分類 記号	年齢 分類 記号	他の市町村で環境保全型農業 直接支払を実施している場 合は、その市町村名を全て記 載	みどり認定			
								認 定 済	申 請 予 定	申 請 中	定 無 し

多面的機能支払分類記号リスト

農 業 者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農 業 者 以 外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農 業 者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法 人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農 業 生 産 組 織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
	J	土地改良区
そ の 他	K	水利組合
	L	非農業者（人）
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。
また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式第4号別紙様式5）の作成は不要。

注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

注6：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。

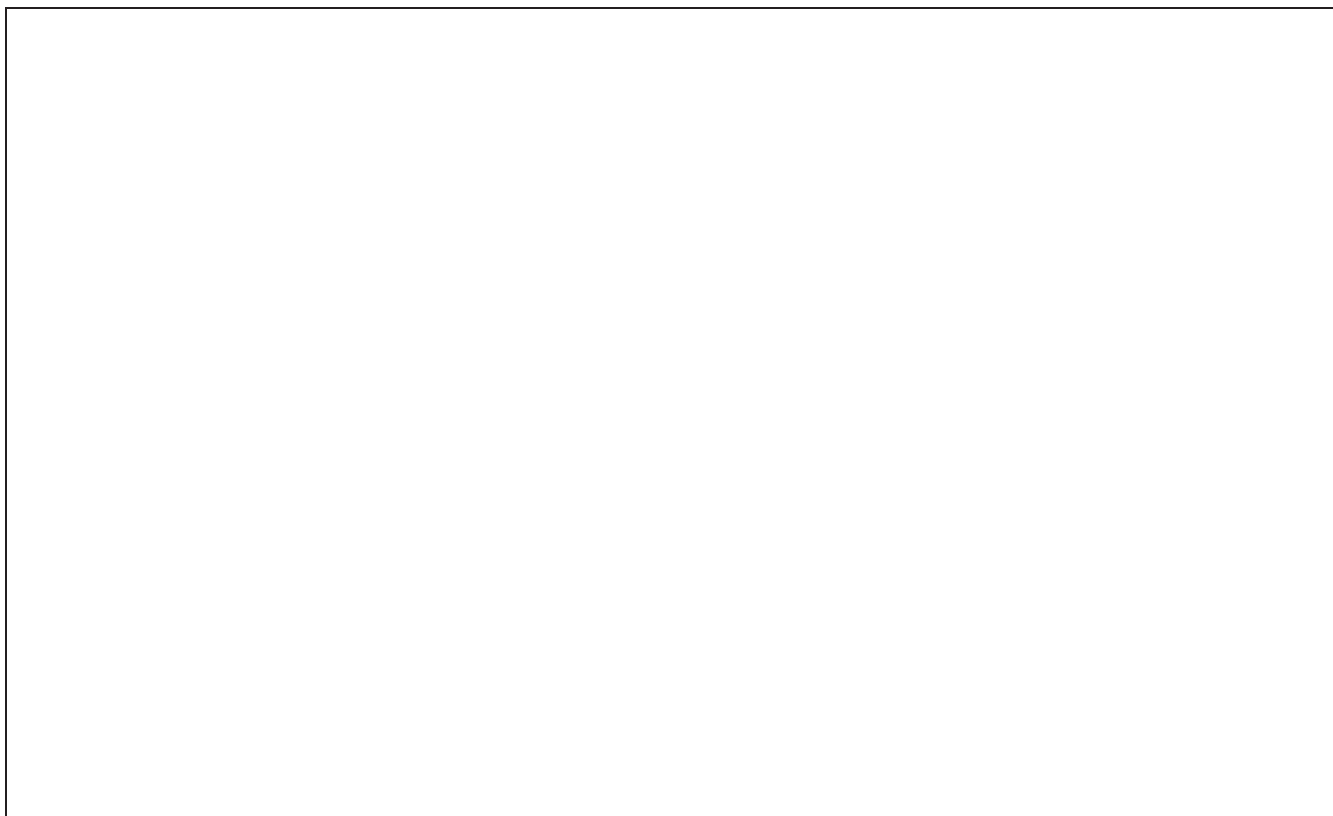
注7：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

(別添3)

田んぼダム実施区域位置図

活動組織名称：

〇〇活動組織



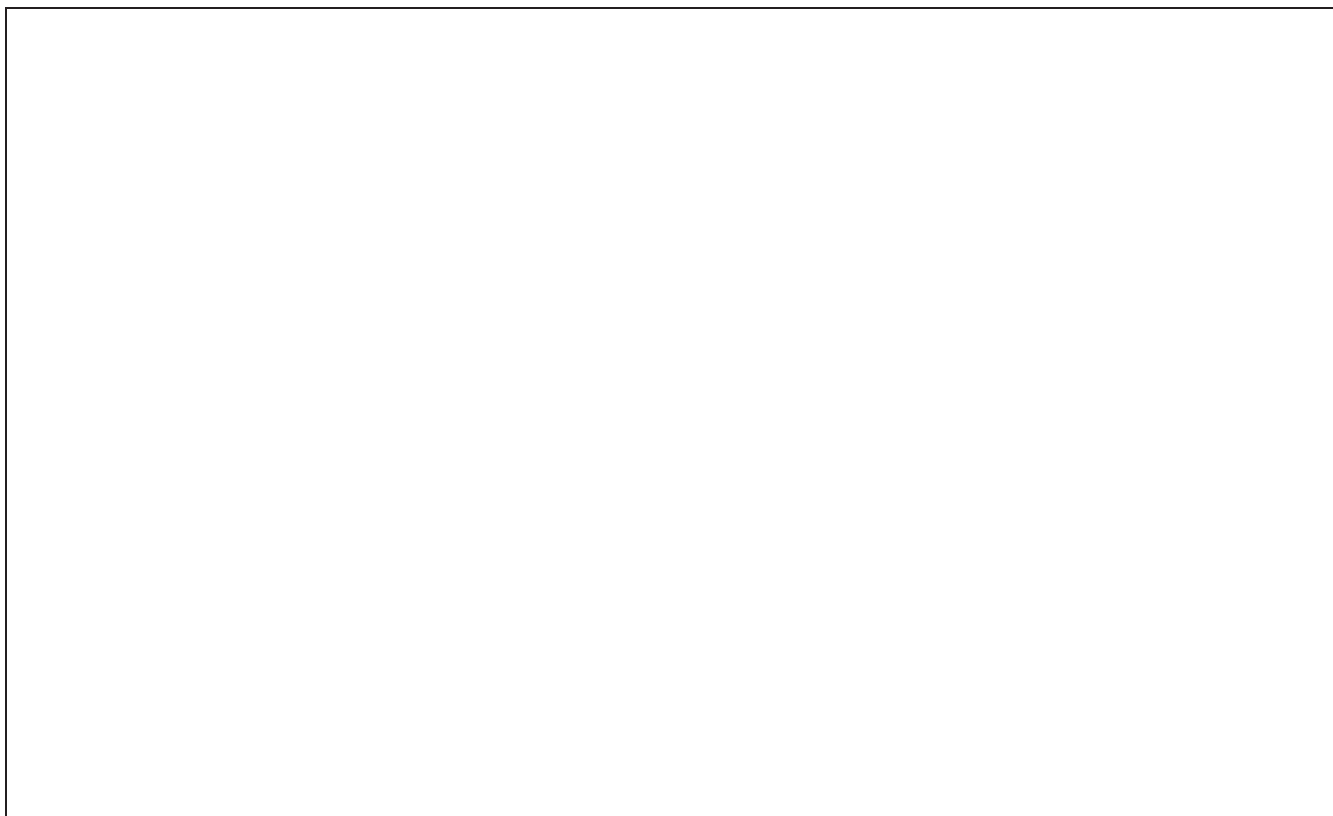
注1) 別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

(別添4)

環境負荷低減の取組実施区域位置図

活動組織名称：

〇〇活動組織



注1) 別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

組織名： _____

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事 1 件あたり 200 万円以上となることが明らか活動について、下記に記載してください。

なお、1 つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを 1 件として考え、1 件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番 号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事 1 件あたり の概算事業費	備考
1										
2										
3										
4										
5										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第 2 位まで、概算事業費は 10 万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

(様式第 1－5 号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）の力に基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

- 第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目

代 表 〇〇 〇〇

〇〇土地改良区

住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目

理事長 〇〇 〇〇

【活動組織から市町村に提出するもの】

組織名：

○○活動組織

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。

活動実施日及び活動時間	活動参加人数	活動内容

[illegible]

【活動組織から市町村に提出するもの】

組織名：

〇〇活動組織

年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

- ★「分類」欄は、分類番号（１～８）から選択してください。
- ★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「１」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「２」を必ず入力してください。
区別ができない収支は「１」を記入してください。
- ★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「１」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。
- ★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

日付	分類	内 容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書 等番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への活用
この線より上に行を挿入してください。										
合 計										

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合 計		

【集計】 2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金		
3.利子等		
4.日当		
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合 計		

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。（他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載）

番号	費目	内 容 （例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 日当」、「5 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材（砕石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など ・技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代、加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」の取組を実施する農業者に対する配分など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

(様式第1－8号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

〇〇活動組織

〇〇 〇〇

年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）
別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添の
とおり報告します。

（環境負荷低減の取組への支援を受ける場合）

- ☐ 実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。
- ☐ 実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙1及び2を省略し生産記録等のみを提出します。
- ☐ 実施経過報告書から変更があったので別紙1及び2のとおり報告します。

（注1）該当する項目の□に■を入れること。

（注2）実施状況経過報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

（注3）特定事業実施者の場合、「（別添）多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称

〇〇活動組織

<〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

収入の部	項 目	金額	備 考
	前年度からの持越金		
	1. (農地維持・資源向上(共同))		
	前年度からの持越金		
	2. (資源向上(長寿命化))		
	3. 農地維持・資源向上(共同)交付金		
	4. 資源向上(長寿命化)交付金		
	5. 利子等		
	合 計		

支出の部	項 目	金額	備 考
	支出総額		
	1. (農地維持・資源向上(共同))		
	日当		
	外注費		
	その他		
	2. 支出総額(資源向上(長寿命化))		
	日当		
	外注費		
	その他		
	3. 返還		
	4. 次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))		持越金の使用時期、使用内容等を記入してください。(別紙「持越金の使用予定表」を作成する場合は、「別紙のとおり」と記入)
	5. 次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))		持越金の使用時期、使用内容等を記入してください。(別紙「持越金の使用予定表」を作成する場合は、「別紙のとおり」と記入)
	合 計		

1. 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	○年○月○日
-----	--------

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」、対象外の活動項目には「－」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検			
		2 年度活動計画の策定			
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修			実施（予定）年度：○年
		機械の安全使用に関する研修			実施（予定）年度：○年
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積 a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理			
	水路	7 水路の草刈り			
		8 水路の泥上げ			
		9 水路附帯施設の保守管理			
	農道	10 農道の草刈り			
		11 農道側溝の泥上げ			
		12 路面の維持			
	ため池	13 ため池の草刈り			
		14 ため池の泥上げ			
		15 ため池附帯施設の保守管理			
	共通	16 異常気象時の対応			

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
全地域資源の活動のための適切な推進	17 農業者の検討会の開催			
	18 農業者に対する意向調査、現地調査			
	19 不在村地主との連絡体制の整備等			
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等			
	21 地域住民等に対する意向調査等			
	22 有識者等による研修会、検討会の開催			
	23 その他			

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の 軽微な 補修	機能 計画 策定・ 診断	24 農用地の機能診断			
		25 水路の機能診断			
		26 農道の機能診断			
		27 ため池の機能診断			
		28 年度活動計画の策定			
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修			実施（予定）年度：○年
	実践 活動	30 農用地の軽微な補修等			
		31 水路の軽微な補修等			
		32 農道の軽微な補修等			
		33 ため池の軽微な補修等			
農村環境 保全活動	計画 策定	34 生物多様性保全計画の策定			
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定			
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定			
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			
		38 資源循環計画の策定			
	実践 活動				
	「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。				
	啓発・普及	51 啓発・普及活動			

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施			
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動・農村関係人口の拡大			

【58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化に取り組む場合（該当取組のみ記載）】

環境負荷低減活動	取組面積
長期中干し	a
冬期湛水	a
夏期湛水	a
中干し延期	a
江の設置（作溝実施）	a
江の設置（作溝未実施）	a

【加算措置に取り組む場合】

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施

加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内数）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	a

加算措置	別紙 1 及び別紙 2 に記入してください。
環境負荷低減の取組への支援	

(3) 資源向上支払（長寿命化）

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。

「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、「1箇所=0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

計 画					実 績						
施設区分	活動項目	内 容	延べ数量 (km,箇所)	左記が水路 の場合、う ち排水路延 長 (km)	完成数量 (km,箇所)						調査・ 設計等 のみ
					前年度まで	本年度	左記が水路の 場合、うち排 水路延長 (km)	合計			
「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。											

以下に当てはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

甚大な自然災害による特例措置の適用

上記を適用して取り組んだ活動内容

※施設名（○○水路等）及び具体の活動内容（L=○○mの復旧等）を記載すること。

消費税に係る課税事業者の該当の有無

以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。

・今年度、新たに構成員が加わった。

・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。
（仕組みを活用して人材を確保できた）

（仕組みを活用したが人材の確保はできなかった）

・今年度、新たに集落内外の人材・団体等（※）と連携して活動した。
※学校、企業、農業に関心のある非農業者等

・今年度、新たに土地改良区、JA等に事務を委託した。

(別紙1) 環境負荷低減の取組への支援

1 実施時期

取組項目			化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動			
内容	実施時期		作物名	栽培時期		
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みのみを記載してください。

※ 必要に応じて欄を追加してください。

2 a 活動の計画（要件確認のため活動計画から転記）

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

b 実施面積（報告年度のみ記載すること）

「備考」欄：報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合又は「1年目 計画面積」を下回った場合は、その理由を記入する。

取組項目	1年目 実施面積 (畦畔除く)	2年目 実施面積 (畦畔除く)	3年目 実施面積 (畦畔除く)	4年目 実施面積 (畦畔除く)	5年目 実施面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付額	2年目 交付額	3年目 交付額	4年目 交付額	5年目 交付額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

※ 実施面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた値を記載してください。

※ 同一圃場に対しては、複数の取組を行った場合に加算されるのは1つのみです。

※ 構成員別実施面積（別紙3）を添付してください。

3 添付書類

- ・生産記録
- ・その他都道府県又は市町村が求める書類

年度 環境負荷低減の取組の構成員別実施面積

氏名	対象取組 (内容)	化学肥料及び化学合成農 薬を 5 割以上低減する活 動（作物名）	実施面積 (a)	備考
集計	長期中干し		0a	
	冬期湛水		0a	
	夏期湛水		0a	
	中干し延期		0a	
	江の設置等（作溝実施）		0a	
	江の設置等（作溝未実施）		0a	
	合計		0a	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みを記載してください。
※ 必要に応じて欄を追加してください。

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計			円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

持越金の使用予定表

資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計			円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

〇〇〇〇市町村長 殿

	報告年月日	年	月	日
名 称				
代表者名				

〇〇年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
の提出(報告)について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1 〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

(環境負荷低減への支援を受ける場合)

☐ 実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。

☐ 実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙を省略し生産記録等のみを提出します。

☐ 実施経過報告書から変更があったので別紙のとおり報告します。

(注1)該当する項目の□に■を入れる。

(注2)実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

(注3)特定事業実施者の場合、「(別添)多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

2 〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。

☐ 実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため共通様式第3号(別紙)を省略し生産記録等のみを提出します。

☐ 実施状況報告書から変更があったので共通様式第3号(別紙)のとおり報告します。

(注1)該当する項目の□に■を入れる。

(注2)関係書類として共通様式第3号(別紙)の営農活動計画書に準じた営農活動実績報告書を作成すること。

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。

注4：この書式により難以場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

注6：「名称」に「水路」等 対象施設の名称を記入すること。

申請時記入日： 年 月 日
報告時記入日： 年 月 日

多面的機能支払交付金

「みどりチェック」チェックシート

組織名： ○○活動組織

	(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
①	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☐	☐	☐
②	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐	☐	☐

	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合や「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	☐	☐	☐
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☐	☐	☐

	(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤	活動組織又は広域活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐	☐	☐

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑥	全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理すること で悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ ☐	☐	☐

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		☐	☐

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☐	☐	☐
⑨	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐

	(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑩	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		☐	☐
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守		☐	☐
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める		☐	☐

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注3 ⑩の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農業取締法(昭和23年 法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)並びにこれらの法律に基づく命令とします。
※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのdの活動をいう。
※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

(様式第 1 - 12号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

〇〇市 長 殿

〇〇活動組織

〇〇 〇〇

年度 多面的機能支払交付金に係る実施経過報告書（環境負荷低減の取組への支援）

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施経過（環境負荷低減の取組への支援）について、別添のとおり報告します。

- ☐ 報告内容は全て実施済みです。
- ☐ 報告内容は見込みのものも含まれます。

（注）該当する項目の□に■を入れること。

(別紙1) 環境負荷低減の取組への支援

1 実施時期

取組項目			化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動			
内容	実施時期		作物名	栽培時期		
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	
	月	～ 月		月	～ 月	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みのみを記載してください。

※ 必要に応じて欄を追加してください。

2 a 活動の計画（要件確認のため活動計画から転記）

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

b 実施面積（報告年度のみ記載すること）

「備考」欄：報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合又は「1年目 計画面積」を下回った場合は、その理由を記入する。

取組項目	1年目 実施面積 (畦畔除く)	2年目 実施面積 (畦畔除く)	3年目 実施面積 (畦畔除く)	4年目 実施面積 (畦畔除く)	5年目 実施面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付額	2年目 交付額	3年目 交付額	4年目 交付額	5年目 交付額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

※ 実施面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた値を記載してください。

※ 同一圃場に対しては、複数の取組を行った場合に加算されるのは1つのみです。

※ 構成員別実施面積（別紙3）を添付してください。

3 添付書類

- ・生産記録
- ・その他都道府県又は市町村が求める書類

年度 環境負荷低減の取組の構成員別実施面積

氏名	対象取組 (内容)	化学肥料及び化学合成農 薬を 5 割以上低減する活 動（作物名）	実施面積 (a)	備考
集計	長期中干し		0a	
	冬期湛水		0a	
	夏期湛水		0a	
	中干し延期		0a	
	江の設置等（作溝実施）		0a	
	江の設置等（作溝未実施）		0a	
	合計		0a	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みを記載してください。
※ 必要に応じて欄を追加してください。

(様式第 1－13号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

年 月 日

市町村長 殿

組織名又は氏名

代表者氏名（法人又は組織のみ）

加算措置「環境負荷低減の取組への支援」の履行が困難である旨の理由書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知）の別記1－2第4の7に基づき、下記のとおり提出する。

記

1. 加算措置「環境負荷低減の取組への支援」の履行が困難となったほ場及びその内容 （別紙）

加算措置「環境負荷低減の取組への支援」の履行が困難となったほ場及びその内容

組織名又は氏名

[illegible]

(様式第2-1号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

〔 〇〇都道府県知事 〕

〔 地方農政局長(北海道にあつては
農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〔 〇〇市町村長 〕

〔 〇〇都道府県知事 〕

多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)(資源向上支払交付金)に係る事業計画書の提出期限の延長届出書

多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)の第1の6の(1)(第2の8の(1))に基づき、下記のとおり、〇〇年度における事業計画書の提出期限の延長を届け出る。

記

1. 事業計画書の提出期限を延長する地域の範囲

2. 延長が必要な理由

〈施行注意〉

1. 市町村長は、事業計画書の提出期限を延長する場合には本様式にて都道府県知事へ届け出るものとする。
2. 都道府県は、市町村から届け出があつた場合には、本様式により各地方農政局管内の都道府県にあつては各地方農政局長、北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長へ報告するものとする。
3. 資源向上支払交付金の事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付金)を(資源向上支払交付金)に、「第1の6の(1)」を「第2の8の(1)」に置き換えるものとする。
4. 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金のいずれも事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付金)を(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)に、「第1の6の(1)」を「第1の6の(1)及び第2の8の(1)」に置き換えるものとする。

(様式第 2 - 2 号)

【市町村から活動組織に通知するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

活動組織の名称

代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。

< 施行注意 >

- 1 1 号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。
- 2 実施要領第 1 の 7 の（3）又は第 2 の 9 の（6）に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第 7 条第 5 項」を「第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項」とする。

(別紙)

〇〇市町村が管理する施設の工事に関する条件

1. 町が管理する施設に関し、〇〇〇〇〇（以下「対象組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。
また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。
2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
3. 必要に応じて記述

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 実施状況確認表(別紙)

(注) 確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書、市町村長が作成した実施状況確認チェックシートを提出すること。

(別紙)
実施状況確認表

年度〇

[illegible][illegible]

(様式第2-4号)
【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

〔 地方農政局長(北海道にあつては
農村振興局長、沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)に基づき、対象組織の実施状況を取りまとめたので、下記関係資料を添えて提出する。

記

1. 対象組織実施状況整理表(別紙)

(別紙)

実施状況確認表

○年度

[illegible][illegible]

(様式第2-5号)

【市町村から広域活動組織に通知するもの】

農林水産省様式

〇〇年〇月〇日

〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

〇〇市町村長

広域協定の認定書(例)

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産省事務次官依命通知）別紙5の第4の4に基づき、〇〇広域協定を認定したので通知する。

※（なお、〇〇町（以下「町」という。）が管理する施設の工事の施工に関する条件は、下記のとおりとする。）

記

1. 町が管理する施設に関し、〇〇〇〇〇（以下「広域活動組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。
2. 広域活動組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
3. 必要に応じて記述

<施行注意>

※（ ）の部分は、市町村が管理する施設の工事の施工に関する条件等について、必要に応じて記載する。

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 ア. 地域資源の基礎的保全活動

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	
活動区分	
対象施設等	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等の下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番から順に付け加えること。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	
活動区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等の下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙1)

〇〇県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付 単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

(4) その他必要な事項

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

イ. 農村環境保全活動

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区 分	
活動区分	
対象施設等	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等の下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。

イ. 農村環境保全活動

区 分	
活動区分	
テーマ	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「活動項目の追加」、「活動項目の削除」、「活動

内容の変更（追加又は削除等）」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。
 なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」等については、追加箇所等の下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

区 分	
活動区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等の下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 2）

〇〇県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 2 のとおりとする。

⑤水田貯留機能強化計画書の策定について

（２） 交付単価

① 基本的考え方

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円
	田	円	円
	畑	円	円
	草地	円	円

（３） 交付金の算定の対象とする農用地

（４） その他必要な事項

４． 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（１） 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
- ア. 工事 1 件あたり 2 百万円以上の活動を実施する要件
- a 対象施設・対象活動

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

c 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

d その他必要な事項

- ③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分	
活動区分	
施設区分	
活動項目	
活動内容	
活動要件	

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等の下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を 100 番（前項までに 100 番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

- ④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙 3）

〇〇県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙 3 のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

(3) その他必要な事項

5. 広域協定の規模

〇〇県内においては、〇〇〇〇の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が〇〇ha 以上（又は協定に参加する集落が〇〇集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

(2) 関係団体の役割分担

(3) その他必要な事項

【参考添付資料】

(参考 1) 関係団体の役割分担表

(参考 2) 実施体制図

※（必要に応じて）変更前の多面的機能支払の実施に関する基本方針等

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	〇〇県	関係市町村	推進組織	
多面的機能支払交付金				
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）				
1. 法基本方針の策定				
2. 促進計画の策定				
3. 第三者機関の設置、運営				
4. 要綱基本方針の策定				
5. (1) 事業計画の指導、審査				
(2) 事業計画の認定				
(3) 長寿命化整備計画の協議				
6. (1) 広域協定の指導、審査				
(2) 広域協定の認定				
7. (1) 実施状況確認				
(2) 実施状況報告				
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会				
(2) 活動に関する指導、助言				
(3) 推進に関する手引きの作成				
(4) 活動組織を支援する組織への支援				
9. (1) 交付申請書等の審査				
(2) 通知・交付				
10. その他推進事業の実施に必要な事項				

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

<参考2>

実施体制図

※本交付金の実施体制図を記載すること。なお、体制図には本交付金の流れ（地方分も含む）、及び対象組織からの申請書類等の提出先を明記すること。

(別紙1)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

地域活動指針			活動要件
活動区分		活動項目	

第2 活動の説明

(別紙2)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件

2 農村環境保全活動

活動区分		活動項目	活動要件

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分		活動項目	活動要件

第2 活動の説明

1 施設の軽微な補修

2 農村環境保全活動

3 多面的機能の増進を図る活動

(別紙3)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動区分		活動項目	活動要件

第2 活動の説明

番 号
年 月 日

〔 地方農政局長(北海道にあつては農林
水産省農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〇〇都道府県知事

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) の同意申請書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第1の3の規定に基づき、多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定(変更)したので、下記関係書類を添えて申請する。

記

1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

(別紙1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(農地維持活動)

(別紙2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

(別紙3) 地域活動指針及び同指針に基づく要件(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

(2. 多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙))

〈施行注意〉

1. 基本方針を変更しようとする場合は、「策定」を「変更」に置き換え、「多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表(別紙)」を添付するものとする。

(別紙)

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針) 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

- 1. 多面的機能支払の実施に関する基本方針 (変更後)
(別紙 1) 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動) (変更後)
(別紙 2) 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)) (変更後)
(別紙 3) 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)) (変更後)

(様式第2－8号)
【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

地方農政局長(北海道にあつては農林
水産省農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長) 殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
2. 〇〇年度多面的機能支払交付金 市町村への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2)
3. 〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙3)
4. 〇〇年度多面的機能支払交付金 相殺交付等実施計画表及び相殺交付等実績報告表(別紙4)
5. 〇〇年度多面的機能支払交付金 特例措置適用実績報告表(別紙5)

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の1」を「別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2)」、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書(別紙1)」及び「市町村への交付金交付実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。
2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の1」を「別紙3の第2の2」、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付計画書(変更)」に置き換え、「事業実施計画書(変更)(別紙1)」及び「市町村への交付金交付計画書(変更)(別紙2)」を添えて提出するものとする。
3. 実施要領第2の22の(2)のカに該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。
4. 実施要領第2の22の(2)のクに該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙4)を添えて提出するものとする。
5. 実施要領第1の2の(6)、第2の2の(6)又は2の(9)に該当する市町村が存在する都道府県は、実績報告書に(別紙5)を添えて提出するものとする。
6. 多面的機能支払交付金交付要綱に基づき本様式を添付提出する場合は、重複提出とならないよう、本様式のための提出を省略することも可能とする。

(別紙1)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的

2. 事業計画(実績)及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

(2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

(イ)加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a.多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援(R5廃止)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

d.環境負荷低減の取組への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
長期中干し	800 (円/10a)	a	円	円	
冬期湛水	4,000 (円/10a)	a	円	円	
夏期湛水	8,000 (円/10a)	a	円	円	
中干し延期	3,000 (円/10a)	a	円	円	
江の設置等	作溝実施	4,000 (円/10a)	円	円	
	作溝未実施	3,000 (円/10a)	円	円	

加算措置の 対象組織数 (特定事業実施者含む)
組織

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費) 円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

(注3) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

ウ. 組織の体制強化に対する支援(R7拡充)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
	400,000 (円/組織)	組織	円	円	

エ. 組織の広域化・体制強化(R6廃止)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注) 北海道にあっては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

3. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費(交付金に係る事業に要した経費)	負担区分			備考
		国 費	都道府県費	市町村費	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4. 事業の完了(予定)年月日

〇〇年〇月〇日

5. 収支予算(収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

多面的機能支払交付金交付要綱別紙様式第5号の添付資料として提出する場合は、「3. 経費の配分」の国費額及び「5. 収支予算(収支精算)」の国庫負担金の本年度予算額の記入を省略することも可能とする。

市町村への交付金交付計画書(実績報告書)

注： 交付先には市町村名を記載するものとする。

＜施行注意＞

実績報告の際には、「交付上限額」を「交付額」に置き換えるものとする。

(別紙3)

1. 返還等実施計画表

○年度

(単位:円)

[illegible]

(注1)上段に事業費、下段に国費を記載すること。

(注2)返還等を完了した組織については、記載しないこと。

(注3)備考欄には、翌年度以降の返還等必要残額がある場合は返還等の年度割を、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

(別紙4)

1. 租稅交付等英語計劃表【資源回上支払(長寿確化)】

[illegible]

(注1)「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。

(注2)「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。

(注3) 返還等方法的欄には、買取向上又は払戻等における返還等に係る返還金に、相殺交付額の欄の欄の額を記載すること。なお、返還を記載した場合には、相殺交付額の欄の欄の額は、相殺交付額の欄の欄の額を記載すること。

2. 相殺交付等実績報告表【資源向上支払(長寿命化)】

[illegible]

(注1)「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。

(注2)「返還相当額」の欄には、「交付上取組」を下回る場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還等は記載した場合は、相殺交付額の欄の
(注3)「返還方法の欄」には、管理向上支払(長寿命化)における返還等に該当するかを記載すること。なお、返還等は記載した場合は、相殺交付額の欄の

(別紙5)
特例措置適用実績報告表
○年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	甚大な自然災害の名称	活動が必要な理由	特例措置を適用して取り組んだ活動内容

(注1) 甚大な自然災害の名称欄には、該当する甚大な自然災害の略称・総称等を記載すること。
(注2) 活動が必要な理由欄には、「早期の営農再開に向け、応急措置及び補修・更新等に取り組む必要があるため」等の理由を記載すること。
(注3) 特例措置を適用して取り組んだ活動内容欄には、施設名(○○水路等)及び具体内容(L=○○mの復旧等)を記載すること。

(別紙1)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的

2. 事業計画(実績)及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

(2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

(イ)加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a.多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援(R5廃止)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

d.環境負荷低減の取組への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
長期中干し	800 (円/10a)	a	円	円	
冬期湛水	4,000 (円/10a)	a	円	円	
夏期湛水	8,000 (円/10a)	a	円	円	
中干し延期	3,000 (円/10a)	a	円	円	
江の設置等	作溝実施	4,000 (円/10a)	a	円	円
	作溝未実施	3,000 (円/10a)	a	円	円

加算措置の 対象組織数 (特定事業実施者含む)
組織

イ. 施設の長寿化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費) 円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

(注3)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

ウ. 組織の体制強化に対する支援(R7拡充)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
	400,000 (円/組織)	組織	円	円	

エ. 組織の広域化・体制強化(R5廃止)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注) 北海道にあっては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

3. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費(交付金に係る事業に要した経費)	負担区分		
		国 費	都道府県費	市町村費
農地維持支払交付金	円	円	円	円
資源向上支払交付金	円	円	円	円
計	円	円	円	円

4. 事業の完了(予定)年月日 ○○年○月○日

5. 収支予算(収支精算)

(1)収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
都道府県費	円	円	円	円	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
市町村費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2)支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

(様式第 2－10 号)

【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

〇〇県

第 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 現況

2. 目標

第 2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

第 3 促進計画の作成に関する事項

第 4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

(注)

ここでは、都道府県が必要と考える事項を記載してください。

例えば、基本指針を踏まえて、

① 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

② 都道府県内における推進体制の整備

③ 関係者間における連携の確保

等について記載することが考えられます。

(様式第 2-11 号)

【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の〔策定／変更〕について（協議）

このことについて、〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を〔策定／変更〕したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）〔第 5 条第 3 項／第 5 条第 5 項において準用する同条第 3 項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針案
- 2 基本方針作成の基礎となる関連資料(参考提出)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

〇〇市（区、町、村）

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

（「次に掲げる地番の土地の区域とする。」等でも可。）

2 促進計画の目標

1. 旧〇〇町地域

- (1) 現況
- (2) 目標

2. 旧〇〇町地域

- (1) 現況
- (2) 目標

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	(例) 〇〇区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業
②		
③		

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(注) 市町村の判断により必要と認める事項について記載してください。

(様式第 2-13 号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

番 号

年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の〔策定／変更〕について（協議）

このことについて、〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を〔策定／変更〕したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）〔第 6 条第 4 項／第 6 条第 6 項において準用する同条第 4 項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案
- 2 促進計画作成の基礎となる関連資料(参考提出)

年 月 日

〇 〇 市

記

[illegible]

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇 年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書
の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知)第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の2に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 多面的機能支払実施状況確認表(別紙)
2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表(別紙)
3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果整理表(別紙1及び2)

(注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。

番 号
年 月 日

〔 地方農政局長(北海道にあつては
農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書
の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3))、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知)第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の3に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 多面的機能支払実施状況確認表(別紙)
2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表(別紙)
3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果取りまとめ整理表(別紙1及び2)

(注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。

(様式第2-17号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長

○○市における水田貯留機能強化計画の〔策定／変更〕について（協議）

このことについて、○○市における水田貯留機能強化計画を〔策定／変更〕したいので、多面的機能支払交付金実施要領第2の6の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図（別添）
- 2 水田貯留機能強化計画の基本的な考え方
ア．水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方

--

-
- イ．水田貯留機能強化計画の策定における基本的考え方

--

-
-
- 3 備考（必要に応じて記載）

(別添)

水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図

市町村名称：



注1) 流域治水プロジェクト等の県の認定を受けた計画に田んぼダムが位置付けられている地域は、本様式の代わりに当該計画を提出することが出来るものとする。

番 号
年 月 日

組織名
代表者名 殿

〇〇市町村長

環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過確認結果通知書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2254号農村振興局長通知）の第 2 の13の（5）に基づき、実施経過の確認結果を下記のとおり通知する。

記

1. 環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過の確認結果

対象活動	確認後面積	交付見込額	交付単価
長期中干しの取組	a	円	円/10a
冬期湛水の取組	a	円	円/10a
夏期湛水の取組	a	円	円/10a
中干し延期の取組	a	円	円/10a
江の設置等（作溝実施）	a	円	円/10a
江の設置等（作溝未実施）	a	円	円/10a
合計	a	円	

- ☐ 対象活動を全て実施済みであり、かつ実施経過報告書（様式第 1－12号）どおりであることを確認したことから、実施状況報告書（様式第 1－8 号別紙若しくは様式第 1－9 号）の提出を省略することができる。
- ☐ 実施経過報告書（様式第 1－12号）を見込みで報告していることから、市町村が定めた期日までに実施状況報告書（様式第 1－8 号別紙若しくは様式第 1－9 号）を提出すること。
- ☐ 実施経過報告書（様式第 1－12号）における実施面積から面積が減少していることを確認したことから、市町村が定めた期日までに実施状況報告書（様式第 1－8 号別紙若しくは様式第 1－9 号）を提出すること。

（注）該当する項目の□に■を入れる。

2. 環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過の確認内容 （添付様式第 2－18）

〈施行注意〉

環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過の確認結果は、必要に応じて行を追加すること。

環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過の確認内容

組織名

対象取組 （内容）	化学肥料及び化学 合成農薬を5割以上 低減する活動 （作物名）	不履行になった面積 （a）	理由

(様式第 2－19号)

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

対象活動の履行が困難である旨の理由書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2255号農村振興局長通知）の別記 1－2 の第 4 の 7 の（2）のイに基づき、下記のとおり提出する。

記

1. 対象活動の履行が困難となったほ場及びその内容 （様式 1－13号別紙）

(様式第 2 - 20号)

番 号
年 月 日

〔 各地方農政局長
農林水産省農村振興局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇都道府県知事

自然災害の発生による特例措置の適用に係る協議

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2255号農村振興局長通知）別記 1 - 2 第 4 の 7 の（2）のウに基づき、下記関係書類を添えて、次のとおり協議する。

記

1. 自然災害の発生による特例措置の適用に係る意見書 （添付様式 2 - 20）

（添付書類） 対象活動の履行が困難である旨の理由書
（農業者の組織する団体等からの提出書類）

< 施行注意 >

〔 〕 内は、各地方農政局管内の都府県にあっては各地方農政局長、北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

自然災害の発生による特例措置の適用に係る意見書

農業者団体 もしくは氏名	構成員名 (農業者団体の場合)	ほ場所在地	基準を満たしているか どうかの判定 (注 1)		特例適用の 可否 (注 2)	備考
			ア	イ		

取組の履行の判定にあたり、下表の判定基準のア及びイを満たしている場合は、それぞれの欄に○を付けること。

取組が行われたものとみなすことができると判断する場合は、「可」を付けること。

判定基準

ア 近隣地域で同種の取組を行っている農業者についても、取組の継続が困難な状況になっているかどうか。
イ 自然災害に対応して、都道府県から被害額や災害に対応した技術指針等が公表されているかどうか。